

保護者 様

保育・幼稚園支援室長

## 令和2年5月7日（木）以降の各園の運営及び感染拡大防止のための留意点について

平素より、本市の保育行政の推進についてご協力いただきありがとうございます。

さて、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」による緊急事態宣言を受け、倉敷市においても4月22日（水）から5月6日（水）までの期間を、特に登園自粛としてお願いしておりますが、5月7日（木）以降につきましては、次のとおりとさせていただきますので、よろしくお願いたします。

緊急事態宣言の動向がはっきりしない状況ですが、登園自粛期間中のうえ、GW期間となるため、保護者のみなさまへの連絡がつきにくい状況を考慮し、事前の連絡とさせていただきます。

大変申し訳ありませんが、新型コロナウイルス感染症対策については、日々状況が変化しているため、今後の状況によっては対応を随時追加する場合がありますので、よろしくお願いたします。

保育・幼稚園支援室長としてのお願いとなりますが、各園の職員は、園長を中心に、未曾有の危機のなか、園児の健康を守るため、感染予防に努めながら、懸命に運営を続けておりますので、その点をご理解くださり、園運営へ今まで以上に協力していただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 基本的な考え

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」による緊急事態宣言が岡山県に発令中の間と市内小学校等の通常授業が再開されるまでは、園は開園としておりますが、保護者の方が休暇等で在宅の方など家庭保育が可能な場合は、引き続きお子様の登園を控えていただき、ご自宅でお過ごしいただくようお願いいたします。

なお、緊急事態宣言が継続された場合は、当面、登園の自粛を強くお願いたします。

#### 2 保育内容及び行事等について

各園とも定期的な園内消毒など感染予防を最優先しながら、園運営を実施しているため、登園状況や職員体制に応じた保育内容となりますので、行事などが例年どおりの内容で実施できないこともありますので、ご理解ください。

#### 3 保育料等について

家庭保育の協力要請期間は、保育料は引き続き日割りでの減免をいたします。

給食費の減免については、食材の調達等の調整の関係もあるため、各園の対応となります。

#### 4 その他

職員や園児が濃厚接触者となった場合は、感染拡大防止のため、状況等をプライバシーに配慮したうえで、園の保護者へお知らせをさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

##### <濃厚接触とは>

感染者と同一住所に居住している方

感染者（発症2日前）と長時間の接触（車内・航空機内等を含む）があった方や手で触れるまたは対面で会話することが可能な距離（目安で1メートル）で、感染予防策なしで感染者と15分以上の接触があった方 など

#### 5 留意事項

- ・手洗いや咳エチケット、保護者による健康観察などをしっかり行ってください。
- ・免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけてください。
- ・岡山県内で人から人への感染拡大とならないことが一番ですので、これまでと同様に家庭での健康観察（呼吸器症状の有無の確認、検温など）を行い、発熱等の風邪症状や体調不良が見られるときは、無理をせず自宅等にて必ず十分な休養をしてください。
- ・保護者の方につきましても、同様の症状が見られるときは、園への送迎をご遠慮ください。
- ・また、発熱等に関わらず、体調不良等が見られるときは、これまでどおり園よりお迎えのお願いがありますので、ご協力をお願いいたします。